包括加盟店規約(国内コード決済用)

Ver1.0

2023.11

株式会社スマレジ

包括加盟店規約(国内コード決済用)

第1条(加盟店)

本規約に同意のうえ、当社を経由して国内コード決済事業者に対し国内コード決済サービス利用についての加盟を申込み、国内コード決済事業者が加盟を認めた法人、個人又は団体を加盟店とします。なお、国内コード決済事業者が加盟を認めた日を加盟店契約における契約日とします。

第2条 (定義)

本規約において用いる用語は、別段の定めがない限り、次の各号に掲げる意味を有するものとします

- (1) 「加盟店契約」とは、加盟店と国内コード決済事業者との間で成立する、国内コード決済 サービス利用のための契約をいいます。
- (2) 「国内コード決済サービス」とは、PAYGATE サービスが対応する当社所定の決済サービスをいい、別紙1に定める通りとします。なお、国内コード決済サービスは、当社の裁量により適宜追加又は削除できるものとします。
- (3) 「国内コード決済事業者」とは、国内コード決済サービスを提供している事業者の総称をいいます。
- (4)「商品等」とは 国内コード決済サービスを利用して販売又は提供する商品又は役務をいいます。
- (5) 「請求代金」とは、加盟店が利用者との間で締結した商品等の売買契約又は提供契約等 (以下「売買契約等」といいます)に基づき利用者に対して請求権を有する代金又は対価(送料、 消費税相当額等、購入に必要な一切の金額を含みます)をいいます。
- (6) 「本契約」とは、本規約に基づいて当社と加盟店との間に成立する契約をいいます。なお、 当社が、当社のシステムにおいて本規約に基づき PAYGATE サービスの提供について承認をした日 を本契約における契約日とします。
- (7) 「利用者」とは、加盟店から売買契約等によって購入した商品・サービス等の代金又は対価の支払いのために国内コード決済サービスを利用する者をいいます。

第3条 (代理権の付与)

- 1. 加盟店は、当社に対し、次の各号に掲げる事項について包括的な代理権限を与えるものとします。
- (1) 国内コード決済事業者に対する国内コード決済サービス利用の申込み
- (2) 国内コード決済事業者との加盟店契約及びこれに付随する一切の覚書の締結並びに終了に 係る行為
 - (3) 国内コード決済事業者に対する各種届出、報告、申請その他一切の連絡
 - (4) 国内コード決済事業者からの通知、連絡、指示その他一切の連絡の受領
- (5) 国内コード決済事業者に対する売上情報又はその取消情報(以下「売上情報等」といいます)の送信の手続及びこれによる請求行為
- (6) 国内コード決済事業者からの立替金その他の支払いの受領
- (7) 加盟店が国内コード決済事業者に対して支払うべき加盟店手数料その他の金銭の支払(支払条件の合意を含みます)
- (8) 国内コード決済サービスを利用するために必要な端末の設置(当社が当該端末の設置を必要と認める場合に限ります)、システムの接続その他システムに関する事項
- (9) 国内コード決済事業者と当社との間で代理権授与が必要であると合意し、当社又は国内コード決済事業者が加盟店にその旨を通知した行為
- (10) 前各号のほか、本規約及び加盟店契約における国内コード決済事業者に対する加盟店の義務を履行するにあたって必要な一切の行為

- 2. 加盟店は、前項で授与した包括代理権の全部又は一部を撤回することはできないものとします。
- 3. 第1項に掲げる行為について、加盟店は国内コード決済事業者に対して直接にやり取りを行わないものとし、当社の代理行為によるものとします。ただし、当社又は国内コード決済事業者が加盟店に対して直接第1項の行為を求めた場合はこの限りではありません。
- 4. 加盟店は、第1項の代理権授与に不備があったことによって当社又は国内コード決済事業者に生じた一切の損害(合理的な弁護士費用を含みます)について賠償する責を負うものとします。

第4条(加盟店申込の手続)

- 1. 加盟店となろうとする者は、本規約に同意の上、当社に対して、当社所定の情報を申告し、当社所定の書面を提出することによって国内コード決済サービスの申込を行うものとします。
- 2. 当社は、前項の申込を審査の上、その結果を各国内コード決済事業者に対して連絡し、国内コード決済事業者が加盟店審査を行うものとします。
- 3. 加盟店は、当社及び国内コード決済事業者による審査の結果により、加盟店契約が成立しない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。また、加盟店は、当社及び国内コード決済事業者によって承認された条件(取扱可能な商品等、場所等)においてのみ、国内コード決済サービスによる販売等が可能になることをあらかじめ承諾するものとします。

第5条(法令等の遵守)

- 1. 加盟店は、PAYGATE サービスを通じて国内コード決済サービスを利用するにあたって、適用される関連法令や監督官庁の指導等を遵守し、公序良俗に違反する行為、監督官庁から改善指導・行政処分等を受ける行為、又は受けるおそれのある行為をしないものとします。
- 2. 加盟店は、別紙1記載の国内コード決済事業者が定める規約等(以後制定、改正されるものを含み、以下「国内コード決済サービス規約」といいます)の内容に同意し、これに記載されている義務を遵守するものとします。
- 3. 加盟店は、当社又は国内コード決済事業者の求めがあった場合には、その求めに応じて本規約の遵守状況、運営状況(セキュリティ管理体制を含みますが、これに限りません)、実態等について速やかに報告、データ等の提出を行うものとします。
- 4. 当社又は国内コード決済事業者が本規約又は国内コード決済サービス規約の適切な運営のために必要であると判断し、業務方法の改善等を指示した場合、加盟店は当社及び国内コード決済事業者の指示に従って適切な措置を講じるものとします。

第6条 (届出事項の変更等)

1. 加盟店は、当社に対して届け出ている商号、代表者の氏名及び生年月日、所在地、電子メールアドレス、PAYGATE サービス取扱店舗、指定預金口座等加盟店申込書又は本契約に定める申告・届出事項等に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出るものとします。2. 加盟店は、前項の届出がないために当社又は国内コード決済事業者からの通知、本規約又は加盟店契約に定める立替金が延着し、又は到着しなかった場合において、これらが通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなされても異議を述べないものとします。

第7条(ロゴ等の使用)

- 1. 加盟店は、当社及び国内コード決済事業者のアプリ、ウェブサイト等の媒体に、PAYGATE サービス及び国内コード決済サービスの加盟店として、自らの名称又はロゴ等を掲載することに同意するものとします。
- 2. 加盟店は、国内コード決済サービス規約によって認められる範囲に限り、国内コード決済事業者のロゴ等を使用することができるものとします。ただし、その使用について、当社又は国内コード決済事業者の提示する規定又は指示がある場合は別途これに従うものとします。

第8条(広告方法、内容等)

- 1. 加盟店は、請求代金の決済に国内コード決済サービスが利用できる旨の広告を行う場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。
- (1)特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、消費者契約法、 不当景品類及び不当表示防止法その他関係法令に違反しないこと
- (2) 虚偽、誇大な表現等により利用者に誤認を与えるおそれのある表示をしてはならないこと
- (3) 利用者にあたかも当社又は国内コード決済事業者が商品等を販売、提供又は保証しているかのような誤認その他当社又は国内コード決済事業者が商品等に何らかの関連を有するとの誤認を与える表示をしないこと
- (4)公序良俗に反する表現及び社会風俗に著しい悪影響を与えるおそれのある表現を使用してはならないこと
- (5)公序良俗に反するサイト・媒体、反社会的な行為を肯定・礼賛する表現を用いたサイト・ 媒体又は異性紹介事業等出会いを目的としたサイト・媒体において広告宣伝を行ってはならない こと
- (6) 利用者に商品等の購入・利用の意思がないまま国内コード決済サービスでの決済をさせることにつながる表示をしてはならないこと。
- 2. 加盟店は、商品等の販売又は提供にあたり、商慣習上合理的な範囲を超えて、電子マネー、現金、物品その他の経済的利益を提供し、又は第三者をして提供させてはならないものとします。また、加盟店は、その手段の如何を問わず、利用者に対し、現金等を得る目的で国内コード決済サービスを利用することを勧奨し、又は第三者をして勧奨させてはならないものとします。

第9条(事前承認)

加盟店は、利用者から国内コード決済サービスの利用の申込みがあった場合、当社を通じて国内コード決済事業者の事前の承認を得るものとします。万一、国内コード決済事業者の事前承認を得ないで利用者に国内コード決済サービスを利用させた場合、加盟店は、国内コード決済サービスを利用した売買契約等にかかる全ての請求代金についての一切の責任を負うものとします。

第10条(利用者との売買契約等の締結)

- 1. 売買契約等の締結は、加盟店と利用者との間で行うものとして、当社及び国内コード決済事業者は一切関与しないものとします。
- 2. 加盟店は、加盟店の責任において、利用者が売買契約等を締結する能力及び権限を有することを確認のうえ、利用者と売買契約等を締結するものとします。
- 3. 加盟店は、利用者と締結する商品等に関する売買契約等を次の各号に掲げる条件を満たす内容にするものとします。
- (1) 売買契約等の請求代金の金額が当社及び国内コード決済事業者が定める基準を満たしていること
- (2) 特定商取引に関する法律、消費者契約法その他関係法令に違反しないこと
- (3)公序良俗に反しないこと

第11条(d払いにおける売買契約等の特則)

- 1. 加盟店は、利用者が次に掲げる条件を満たしていない場合、株式会社 NTT ドコモ (以下「ドコモ」といいます)が提供する d 払い (QR コード決済) (以下「d 払い」といいます)を利用して商品等に関する売買契約等を締結できないことがあり得ることをあらかじめ承諾するものとします。
- (1) 別紙 1 に定める「サービスガイドライン」その他ドコモ所定の d 払いの利用条件を満たしていること
- (2) サービスガイドラインその他ドコモ所定の利用限度額を超過していないこと
- (3) ドコモに対する金銭債務について、2か月連続期日内に収納していることをドコモが確認

できていること

2. 加盟店は、d 払い以外の国内コード決済サービスについても、前項に準じた取扱いがなされる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第12条(国内コード決済サービスによる取引方法)

加盟店は、国内コード決済サービスを利用した取引を次の各号に掲げる要領で行うものとします。 ただし、国内コード決済サービス規約に別段の定めがある場合はそれに従うものとします。

- (1) 利用者が、国内コード決済サービスを利用して商品等を購入するに際し、加盟店に対して、スマートフォンその他の方法によって国内コード決済サービスに対応した二次元コード又はバーコード(以下「バーコード等」といいます)を提示します。
- (2) 加盟店は、店舗に設置された読取機によって上記のバーコード等を読み取り、バーコード等の情報を売上情報等の決済データとともに通信回線を通じて当社に送信します。
- (3) 当社は、加盟店から受領した前号の売上情報等を国内コード決済事業者に転送し、国内コード決済事業者に対して当該利用者が国内コード決済サービスを利用することの可否を問い合わせます。
- (4) 国内コード決済事業者は、当該利用者による国内コード決済サービスの利用を承認する場合には、その旨を当社に通知し、当社は同通知を加盟店に転送します。
- (5) 加盟店は、(4) の通知を受けた場合、利用者に対して商品等を引き渡し又は提供します。
- (6) 国内コード決済事業者は、国内コード決済事業者所定の方法・頻度(締日・支払日等)で、商品等の請求代金及び消費税の合計額(以下「立替金」といいます)を当社に対して支払います。この際、国内コード決済事業者は第 19 条第 2 項に基づき所定の手数料等を控除することができるものとします。ただし、本条に従って国内コード決済事業者所定の処理が完了しなかった場合には、立替金を支払われないものとします。なお、立替金には、国内コード決済事業者が支払いを留保又は拒絶した場合の請求代金は含まないものとします。
- (7)当社は、当社所定の方法・頻度(締日・支払日等)で、(6)で当社に支払われる立替金相当額を加盟店に対して支払います。この際、当社は第 19 条第2項に基づき所定の手数料等を控除することができ、当社は立替払金の支払をその委託する第三者に代行させることができます。

第13条(売上情報等の送信)

- 1. 当社が加盟店に代わって国内コード決済事業者に送信する売上情報等については、国内コード決済事業者所定の電子端末において読み出し可能となって時点で到達したものとみなします。なお、国内コード決済サービス規約に別段の定めがある場合はこれが優先します。
- 2. 加盟店から送信された売上情報等がデータ化け等により読み出し不能な場合において、当社及び国内コード決済事業者が必要な措置を講じるときは、加盟店はこれに協力するものとします。

第14条(立替金の支払等)

- 1. 第 12 条(6) に基づいて国内コード決済事業者が支払う立替金について、国内コード決済事業者の加盟店に対する支払義務は当社に対して支払った時点で消滅するものとします。
- 2. 利用者が国内コード決済事業者に対して売買契約等の請求代金にかかる支払留保若しくは拒絶、売買契約等の取消若しくは解除等を求めた場合において、当社が加盟店に求めたときは、加盟店が利用者との間でこれを解決するものとし、国内コード決済事業者及び当社に迷惑をかけないものとします。この場合において、国内コード決済事業者又は当社に損失が生じたときは、加盟店は当社の求めに応じてこれを補償するものとし、当社は当該金額を加盟店への支払から差引充当できるものとします。
- 3. 国内コード決済事業者から当社に対して所定の立替金の支払がなされない場合、当社は、その理由の如何を問わず、立替金の支払をしないものとします。また、既に当社が支払済みの場合、加盟店は、当社の求めに応じて当社から支払われた立替金を当社に返還するものとします。

第15条(利用者との紛議)

- 1. 加盟店は、利用者に対して販売又は提供した商品等に関して利用者との間で紛議が発生した場合、遅滞なくこれを解決するものとし、当社及び国内コード決済事業者に対して迷惑をかけないものとします。
- 2. 前項の紛議その他の理由により、利用者が国内コード決済事業者に対して売買契約等の請求代金にかかる支払留保若しくは拒絶、支払済みの金員の返還・差引充当、決済取消等を求めた場合には、これが解決するまで当社及び国内コード決済事業者は第 12 条の立替金の支払いを保留し、利用者に対して返金を行うこともできるものとします。また、既に当該立替金を加盟店に支払済みの場合、加盟店は、当社が指定する方法により当社に返還するものとします。
- 3. 前2項で定める場合において、国内コード決済事業者又は当社に損失が生じるときは、加盟店は、当社の求めに応じてこれを補償するものとし、当社は当該金額を加盟店への支払から差引充当できるものとします。

第16条(返品等)

- 1. 加盟店は、売買契約等の取消し等により商品等の返品があった場合には、当該商品等が返品された日を基準日として取引の取消しを受け付け、当社又は国内コード決済事業者所定の期限までに取消情報(取消しの対象たる請求代金にかかる売上情報)を当社に対して送付するものとします。
- 2. 加盟店は、前項により立替払等の対象外とした請求代金にかかる立替金を受領している場合、当該立替金を直ちに当社が指定する方法により返還するものとします。ただし、当社及び国内コード決済事業者は、次回以降の立替金の支払から当該取消しにかかる金額を控除することができるものとし、加盟店はこれを承諾するものとします。

第17条 (請求代金の立替払の解除等)

- 1. 国内コード決済事業者又は当社は、立替払の対象として確定した請求代金について次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合、これを立替払の対象外とすることができるものとします。
- (1) 売上情報が正当なものでないとき
- (2) 売上情報の記載内容が不実又は不備であるとき若しくはその疑いがあるとき
- (3) 国内コード決済事業者の承認を得ず国内コード決済サービスを利用して商品等の販売又は提供を行ったとき
- (4) 利用者より自己の利用によるものではない旨の申出が国内コード決済事業者に対してなされたとき
 - (5) 利用者より加盟店に対する抗弁を国内コード決済事業者に対して主張されたとき
 - (6) 加盟店が利用者との売買契約等に違反したとき
 - (7) 利用者との紛議が解決されないとき
- (8) 請求代金に係る債権又は国内コード決済事業者に対する立替払請求権を第三者に譲渡したとき
- (9) 国内コード決済サービスサービスの利用につき不正行為が行われたとき
- (10) 国内コード決済事業者の責めに帰すべき事由がなく、不正コードが利用された場合
- (11) その他本規約に違反して国内コード決済サービスが利用されたとき
- 2. 国内コード決済事業者及び当社は、立替払の対象として確定した請求代金について前項各号に掲げる事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合は、調査が完了するまで、立替金の支払いを留保できるものとし、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。調査開始日から 30 日を経過してもその疑いが解消しない場合には、当該請求代金を立替払の対象外とすることができるものとします。

第18条(商品の所有権)

1. 国内コード決済サービスを利用した売買契約等に基づく商品の所有権は、立替金が国内コー

ド決済事業者から当社に支払われたときに国内コード決済事業者に移転するものとします。ただし、第 16 条(返品等)の定めに従って取消情報が国内コード決済事業者に送付された場合、請求代金に係る商品の所有権は、当社が立替金を国内コード決済事業者に返還したときに、加盟店に戻るものとします。

2. 商品の所有権が加盟店に属する場合でも、国内コード決済事業者が必要と認めたときは、加盟店に代わって商品を回収することができるものとします。

第19条 (手数料)

- 1. 加盟店は、PAYGATE サービスを通じた国内コード決済サービスの利用にあたって、当社所定の手数料を支払うものとします。
- 2. 加盟店は、前項の手数料その他の国内コード決済事業者又は当社に対する債務について、国内コード決済事業者又は当社からの支払から差引充当されることをあらかじめ承諾するものとします。ただし、これに不足がある場合、別途当社が指定する方法によって当社に対して不足分を支払うものとします。
- 3. 当社又は国内コード決済事業者が手数料にかかる料率の変更を行う場合は、1か月以上の予告期間をおいて、変更後の手数料の料率を当社又は国内コード決済事業者が適当と判断する方法で加盟店に通知又は周知するものとします。当該予告期間経過後は、変更後の料率が適用されるものとします。

第20条(相殺)

- 1. 国内コード決済事業者は、加盟店に支払義務を負う立替金と国内コード決済事業者が加盟店に対して有する支払い期日の到来した債権とをいつでも相殺することができるものとします。
- 2. 前項により、国内コード決済事業者から当社に対して支払いがなされなかった金額について、当社は第12条(7)にかかわらず加盟店への支払いを行わないものとします。また、既に加盟店へ支払済みの場合には、加盟店は当該金額を当社に対して当社の求めに応じて直ちに返還するものとします。

第21条(端数処理)

当社及び国内コード決済事業者は、国内コード決済サービスの利用金額その他の計算(支払方法毎の手数料の計算を含みます)において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、国内コード決済事業者指定の方法でその端数を処理するものとします。

第22条(譲渡禁止)

加盟店は、本契約若しくは加盟店契約に基づく契約上の地位又はこれによって生じた権利義務の 全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保に提供する等の処分をすることができないものと します。

第23条(加盟店業務の適切性確保)

加盟店は、本契約に関する業務を適切に行うよう、次の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 当社が国内コード決済事業者から加盟店に対する連絡、通知、指示等を受けた場合は、加盟店は必要な協力を行うものとします。
- (2) 加盟店は法令等、国内コード決済サービスを取扱うにあたり国内コード決済事業者が定めるガイドライン等を遵守するものとします。本目的の為に当社は必要と判断した場合、又は国内コード決済事業者から要請があった場合には、加盟店に対し、業務の改善や指導を行うこととします。
- (3) 加盟店は d 払いにおいてドコモ所定のサービスガイドラインに定める取扱禁止商材を取扱わないこととします。

- (4) 加盟店は国内コード決済サービスを利用して旅行商品、酒類等販売又は提供にあたって官公庁の許認可等を得るべき商品等(以下「許認可商品」といいます)を販売又は提供する場合は、取扱いを開始する 45 日前までに当社へ許認可等の取得を証明する関連書類を提出するものとします。なお、加盟店が前記の許認可等の取消処分等を受け、許認可商品を取り扱うことができなくなった場合、加盟店は国内コード済サービスを利用して当該商品等を販売又は提供しないものとします。
- (5) 当社及び国内コード決済事業者は、加盟店が国内コード決済サービスの利用を開始した後も随時加盟店の商品等の確認を行うことができるものとし、不適当と判断したときは、いつでも加盟店への国内コード決済サービスの提供を停止することができるものとします。ただし、当社及び国内コード決済事業者は、商品等について、事前・事後を問わず、その内容等の審査を行うことを保証するものではなく、国内コード決済サービスの提供停止その他の措置に関し、何らの義務や責任も負担するものではありません。
- (6) 当社及び国内コード決済事業者が商品等を不適当と判断した場合、当社及びコード決済事業者の指示に従い、当該商品等の取扱いを中止する等必要な措置を講じなければならないものとします。
- (7) 加盟店は、売買契約等の債務不履行、商品等の契約内容不適合、第三者の権利侵害その他の理由により、当社及び国内コード決済事業者と利用者その他の第三者との間で紛議が生じたときは、自らの費用及び責任においてこれを解決するものとします。
- (8) 前号にかかわらず当社及び国内コード決済事業者は、自ら利用者その他の第三者との紛議を解決することもできるものとします。
- (9) 加盟店は、国内コード決済サービスを利用して加盟店の商品等の購入又は提供の申込みを行った利用者に対し、現金払いその他の決済手段の利用を要求すること、現金払いその他の決済手段により請求代金の支払いをする者と異なる金額を設定すること若しくは国内コード決済サービス利用の対価を請求すること等利用者に不利となる差別的扱いをしてはならないものとします。
- (10) 加盟店は、不正コードと明らかに判別できるコードでの決済を行わないものとし利用者が加盟店での当該コードでの決済を希望した場合には、その利用を断るとともに、当社に対し速やかに次の内容を通知するものとします
- ①発生日時
- ②発生場所
- ③国内コード決済サービスの種類
- ④コードの件数
- ⑤その他必要事項
- (11) 加盟店は、国内コード決済サービス又はシステム等の不具合により、次に掲げるトラブルが生じた場合、当社の指導に従って対応するものとします。
- ①コードの残額の読み取りができないとき
- ②コードのデータの更新ができないとき
- ③その他加盟店と顧客との間でコードの取扱いに関して事故又はトラブルが生じたとき

第24条(取引データの保持)

加盟店は、国内コード決済サービスを利用して販売又は提供した商品等に関する売上金額等に関する資料を自らの責任と費用負担をもって保管するものとし、当社又は国内コード決済事業者が 当該資料の提出を要望した場合、速やかにそれらを提出するものとします。

第25条(秘密保持)

- 1. 加盟店は、事前に当社の承諾を得ない限り、秘密情報を第三者に開示、漏えいせず、又は本規約及び加盟店契約に定める業務を履行する以外の目的に利用しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
- (1) 当社から開示を受けた際、既に公知であった情報

- (2) 当社から開示を受けた際、加盟店が既に保有していた情報
- (3) 当社から開示を受けた後、加盟店の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (5) 秘密情報とは無関係に独自に開発又は創作した情報
- 2. 加盟店は、秘密情報を漏えい、滅失、毀損等(以下「漏えい等」といいます)することがないよう必要な措置を講ずるものとし、当該情報の漏えい等に関し責任を負うものとします。
- 3. 加盟店は、秘密情報をその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合、当社の指示内容に従い、直ちに返却又は廃棄するものとします。
- 4. 加盟店は、秘密情報を漏えい等した場合又はそのおそれがある場合、直ちに当社に連絡するとともに、対応措置を講じるものとします。この場合、加盟店は、当社の指示により、紛失等の事故の原因を調査し、再発防止措置を講じるものとします。
- 5. 加盟店及び当社は、本規約及び加盟店契約に定める業務を履行するために知る必要のある自己の役員又は従業員に対してのみ、本条と同等以上の秘密保持義務を課したうえで、相手方の秘密情報を開示することができるものとします。
- 6. 本条の定めは本契約終了後も有効とします。
- 7. 加盟店は、国内コード決済事業者が、加盟店契約に関する情報(加盟店、決済、注文に関する情報を含みますが、これに限りません)を当社に開示提供することにあらかじめ同意するものとします。

第26条(個人情報の取扱い)

- 1. 加盟店は、加盟店が知り得た個人情報を、秘密として保持し、事前に当社の承諾を得ない限り、第三者に開示、漏えい等せず、又は本規約及び加盟店契約に定める業務を履行する以外の目的に利用しないものとします。
- 2. 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとします。
- (1) 加盟店及び当社間で交換される、利用者に関する情報
- (2) 当社を経由せず、加盟店が受け取る利用者の個人に関する情報(加盟店の売上情報等を含みますが、これに限りません)
- (3) 国内コード決済サービスを利用することで加盟店のホストコンピューターに登録される利用者の個人に関する情報
- (4) 前各号の他、当社から加盟店が受け取る国内コード決済事業者の営業担当者その他の個人 に関する情報
- 3. 加盟店は、個人情報を漏えい等することがないよう必要な措置を講ずるものとし、当社の支配が可能な範囲を除き個人情報の漏えい等に関し責任を負うものとします。
- 4. 加盟店は、個人情報をその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合、当社の指示に従い、直ちに返却又は廃棄するものとします。
- 5. 本条の定めは本契約終了後も有効とします。

第27条 (d 払いにおける加盟店名簿掲載の特則)

加盟店は、ドコモ及びその代理店が作成し公開する「d 払いの加盟店名簿等」に加盟店の名称、住所、連絡責任者、連絡電話番号、商品等を掲載することをあらかじめ承諾するものとします。

第28条(サービスの中止、契約の解除等)

- 1. 当社は、加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合、催告その他何らの手続をとることなく、直ちに対象となる国内コード決済サービスによる取引及びそれに関する支払、又は本契約の全部若しくは一部を解除し、加盟店に対し、被った損害の賠償を請求することができるものとします
- (1) 本規約の規定に違反があり、又はその疑いがあると当社又は国内コード決済事業者が判断 した場合

- (2) 当社又は国内コード決済事業者に対する債務の支払いを行わないとき
- (3) 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき
- (4)関係法令及び関係省庁等による告示・通達・ガイドライン等に違反していることが判明した場合、又はその疑いがあるとき
- (5) 商品等について、苦情が多発したとき
- (6) 監督官庁により営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- (7) 商品等について国、地方自治体、教育委員会、学校等公共機関又はそれに準ずる機関から 当社又は国内コード決済事業者に解約、変更その他の要請があったとき
- (8) 当社又は国内コード決済事業者への届出内容が事実と異なるとき、又はその疑いがあるとき
- (9) 社会通念上不適当と認められる態様において国内コード決済サービスを利用していると当 社又は国内コード決済事業者が判断したとき
- (10) 調査又は再審査を行うために必要な場合、又は当該調査等の結果、一時停止すべきである と当社又は国内コード決済事業者が判断したとき
- (11) 手形又は小切手の不渡りがあったとき、支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき、その他の信用不安事由が生じたとき
- (12) 加盟店において、6か月以上にわたり国内コード決済サービスに関するシステムの利用がなかったとき
- (13) 合併によらない解散、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議があったとき
- (14) 主要な株主に変更が生じた場合、又は経営に重大な変更が生じたとき
- (15) 加盟店の営業又は業態が公序良俗に反すると当社又は国内コード決済事業者が判断したとき
- (16) 当社又は国内コード決済事業者に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
- (17) その他国内コード決済サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき 2. 当社又は国内コード決済事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、所定の方法で加盟店に通知又は公表することにより、国内コード決済サービスによる取引について、その全部又は一部を一時停止又は中止することができるものとします。ただし、緊急を要する場合には、停止又は中止後直ちに通知又は公表することで足りるものとします。
- (1) 天災地変、地震、停電その他の災害等により、国内コード決済サービスに関するシステム の提供ができないとき
- (2) 当社又は国内コード決済事業者が運営するアプリ等の機能その他国内コード決済サービス に関するシステムに不具合が生じたとき
- (3) 国内コード決済サービスに関するシステムの保守又は点検に必要と認められるとき
- (4) 不正な取引が発生した疑いがあり、当社又は国内コード決済事業者が国内コード決済サービスに関するシステムを停止すべきと判断したとき
- (5) 国内コード決済サービスに関するシステムを利用した取引に関する情報が漏えい等し、当 社又は国内コード決済事業者が国内コード決済サービスに関するシステムを停止すべきと判断し たとき
- (6) 当社又は国内コード決済事業者がやむを得ない事由により国内コード決済サービスに関するシステムを停止すべきと判断したとき
- (7) その他本規約に基づき国内コード決済サービスに関するシステムの全部又は一部を停止することができるとき
- 3. 加盟店が第1項各号のいずれかに該当した場合、本契約又は加盟店契約に基づく当社又は国内コード決済事業者に対する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失し、直ちにこれを弁済する責任を負うものとします。
- 4. 本条第1項及び第2項に該当したことによって加盟店に損害が生じた場合であっても、これ

らの損害について当社及び国内コード決済事業者は一切の責任を負わないものとします。

5. 本条第1項及び第2項各号の事由の有無にかかわらず、加盟店は、国内コード決済事業者が提供する機能の一部を加盟店が使用できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。 6. 加盟店は、本契約が終了する場合又は本契約に基づく国内コード決済サービスの一部若しくは全部の取扱いが終了する場合において国内コード決済事業者又は当社から求められたときは、終了する国内コード決済サービスについて、当該国内コード決済サービス提供終了の旨を利用者に告知することをあらかじめ承諾するものとします。

第29条(中途解約等)

- 1. 加盟店及び当社は、相手方に3か月前までに書面による通知を行なうことにより、本契約を解約することができるものとします。
- 2. 加盟店は、本契約の有効期間において国内コード決済サービスの全部又は一部の利用を停止したときは、直ちに当社にその旨を通知するものとします。
- 3. 加盟店は、事由の如何を問わず、国内コード決済サービスに関して当社と国内コード決済事業者が締結している包括代理加盟店契約等が終了した場合には、該当する国内コード決済サービスに係る本契約が終了し、当該国内コード決済サービスが終了することに同意します。ただし、国内コード決済事業者が加盟店との間の加盟店契約の継続を希望した場合には、国内コード決済サービス規約を内容とする加盟店契約は、引き続き有効に存続するものとし、当社は、当該国内コード決済事業者と加盟店との間の加盟店契約の存続について、合理的に可能な努力をするものとします。
- 4. 加盟店は、本契約が終了したときは利用者に対するすべての国内コード決済サービスの提供の利用を、個別の国内コード決済事業者との間で加盟店契約が終了したときは対応する国内コード決済サービスの提供を、直ちに中止し、終了に伴って当社、国内コード決済事業者の求める措置を行わなければならないものとします。ただし、別段の定めがある場合を除き、本契約終了前に、本契約及び加盟店契約に基づき、当社、国内コード決済事業者と、加盟店との間で生じた本契約終了時に存続する債権及び債務は、本契約終了後も存続するものとします。
- 5. 加盟店は、第3項によらず当社と国内コード決済事業者との間の包括代理加盟店契約等に基づいて国内コード決済サービスの利用が中止される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。この場合、加盟店は、当該中止に伴って当社又は国内コード決済事業者の求める措置を行わなければならないものとします。

第30条(d払いにおける契約終了時の特則)

- 1. ドコモと当社の間の包括加盟店契約若しくはドコモと加盟店の間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合又は本規約に基づく提供中止若しくは提供停止がなされた場合でも、ドコモは、終了、中止又は停止の前に d 払いの利用により生じた請求代金について加盟店に対する立替払等を行うことができるものとします。ただし、ドコモが立替払等をしないことを当社に通知した場合は、この限りではありません。
- 2. ドコモと当社の間の包括加盟店契約若しくはドコモと加盟店の間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了する場合又は本規約に基づく提供中止若しくは提供停止がなされる場合、加盟店は、自己の責任と費用負担をもって利用者に対して d 払いが利用できなくなることについて必要な周知を行うものとします。

第31条(反社会的勢力の排除)

- 1. 加盟店及び当社は、自ら又は自らの親会社、子会社、関連会社、役員若しくは従業員等の関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これに準じる反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- 2. 加盟店及び当社は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当す

る行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 加盟店及び当社は、相手方が前各項の表明に関して虚偽の申告をし、又は確約に違反したことが判明した場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに相手方との契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、解除に起因し又は関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確認するものとします。
- 4. 加盟店及び当社が第1項又は第2項の表明に関して虚偽の申告をし、又は確約に違反したことにより相手方が損害を被った場合、加盟店及び当社は、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第32条(免責)

- 1. 当社及び国内コード決済事業者が国内コード決済サービスのために提供する各システムは、加盟店が利用する時点において当社及び国内コード決済事業者が保有している状態で提供するものであり、加盟店の予定している目的、要求及び利用態様への適合性、有用性、有益性、セキュリティ、権原があること、非侵害性並びにエラー、バグ、論理的誤り、中断及び不具合等がないことを保証するものではありません。
- 2. 当社及び国内コード決済事業者は、前項のシステムについて、エラー、バグ、論理的誤り、中断又は不具合その他の瑕疵を修補する義務を負わないものとします。
- 3. 当社及び国内コード事業者は、当社又は国内コード決済事業者が提供する情報(注文や決済の情報を含みます)の正確性を保証するものではありません。
- 4. 国内コード決済サービスの利用において第三者の提供するシステムの提供を受ける場合には、 提供を受けるシステムに瑕疵があることにより生じうる損害等は加盟店がその責任を負うものと し、当社及び国内コード決済事業者はその責任を負わないものとします。
- 5. 当社及び国内コード決済事業者は、故意又は重大な過失がある場合を除き、いかなる場合においても、国内コード決済サービスに関して加盟店に生じる損害について一切の責任を負わないものとします。
- 6. 天災地変、戦争、内乱、暴動、停電、通信設備その他機器の事故、通信事業者の役務提供の 停止若しくは緊急メンテナンスの実施、内外法令の制定若しくは改廃、公権力による命令等、疾 病の流行等の公衆衛生に関する緊急事態、第三者による情報の改ざん、漏えい等により発生した 損害その他当社及び国内コード決済事業者の責に帰することのできない事由により、当社又は国 内コード決済事業者が本契約又は加盟店契約の全部若しくは一部を履行できなかった場合、当社 及び国内コード決済事業者はその履行できなかった範囲で責任を負わず、本契約及び加盟店契約 上の義務を免除されるものとします。

第33条(d払いにおける免責の特則)

当社及びドコモは、d 払いの内容の変更、d 払いの全部若しくは一部の廃止又は d 払いに関して当社とドコモが締結している包括加盟店契約若しくは加盟店契約の解除等に伴い、当社が設置したドコモ所定の機器その他について変更の必要が生じ、又は使用できなくなったために加盟店に生じる費用負担又は損害について一切の責任を負わないものとします。

第34条(苦情対応等)

1. 加盟店は、国内コード決済サービスの利用、商品等に関する苦情、問い合わせ等を受けた場合、速やかに当社に通知し、自らの責任と費用負担をもって対応し、解決するものとします。

- 2. 当社又は国内コード決済事業者が利用者から国内コード決済サービスの利用、商品等に関する苦情、問い合わせ等を受けた場合、加盟店は、自らの責任と費用負担をもって当該苦情、問い合わせ等に対応し、解決するものとします。
- 3. 加盟店は、前二項における苦情、問い合わせその他の紛議等の解決に際しては、消費者保護の観点等から、可能な限り利用者の利益が最大(又は利用者の不利益が最小)となる解決をはかるよう努めるものとします。
- 4. 加盟店は、国内コード決済サービスの利用、商品等に関して苦情対応その他のための連絡窓口を開設しなければならないものとします。
- 5. 加盟店は、当社又は国内コード決済事業者が利用者から国内コード決済サービスの利用、商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けたとき、当社又は国内コード決済事業者が苦情、問い合わせ等を行った者に対して加盟店の連絡先等を知らせることをあらかじめ承諾するものとします。

第35条(d払いにおけるdポイント付与の特則)

- 1. 加盟店は、ドコモとの間で別途 d ポイント付与(キャンペーン)覚書を締結することにより、d ポイント付与(請求代金額連動)の機能により付与される d ポイント(以下「d ポイント(請求代金額連動)」といいます)とは別に、d ポイント付与(キャンペーン)の機能を利用して、d ポイントクラブ会員である利用者に対して、d ポイントを付与することができるものとし(本項に基づき付与される d ポイントを以下「d ポイント(キャンペーン)」といいます)、この場合における d ポイント(キャンペーン)の付与に係る費用のドコモと加盟店との間の負担割合及び精算方法、付与ポイント数の確定時期、請求代金が変更され又は売買契約等が取消された場合における d ポイント(キャンペーン)に係るポイント付与処理等については、d ポイント付与(キャンペーン)覚書の定めに従うものとします。
- 2. 加盟店は、ドコモが d ポイントクラブ会員である利用者に対して付与する d ポイント (請求代金額連動) 及び d ポイント (キャンペーン) は、請求代金に相当する金額を取引価額として提供される景品であることを確認し、商品等の販売又は提供にあたり、加盟店が提供主体となって別途の景品類の提供等を行う場合には、その景品類の額の決定等に際して、ドコモによる d ポイント (請求代金額連動) 及び d ポイント (キャンペーン) の付与分を考慮する等、不当景品類及び不当表示防止法並びに公正取引委員会告示その他の法令等 (加盟店の属する業界にて公正競争規約等の個別規制を設けている場合はこれらの公正競争規約等を含み、総称して以下「景品等規制」といいます)に違反しない範囲でこれを提供等するものとします。
- 3. 加盟店は、商品等以外について実施する一般懸賞施策又は総付景品施策等の景品類として d ポイントを付与することを希望する場合には、別途ドコモとの間で当該 d ポイントの付与に関する提携契約を締結するものとします。
- 4. 加盟店は、前三項に基づく d ポイントの付与とは別に、ドコモが自己の裁量において、d ポイントクラブ会員規約に基づき、d ポイントクラブ会員である利用者に対して d ポイントを付与する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第36条(d払いにおけるdポイント付与の取消等の特則)

- 1. 前条の規定にかかわらず、ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合、加盟店への事前の通知なく利用者に対して d ポイント(請求代金額連動)及び d ポイント(キャンペーン)を付与せず、又は付与した d ポイント(請求代金額連動)及び d ポイント(キャンペーン)を取り消すことができるものとします。
- (1) 利用者がドコモが別に定める各種規約に違反した場合又は違反するおそれがあるとドコモが判断したとき
- (2) 利用者による d 払いを利用した取引に不正な行為が含まれる又は含まれるおそれがあるとドコモが判断したとき
- (3) 商品等が d ポイント (請求代金額連動) 及び d ポイント (キャンペーン) の付与の対象外 となる商品又は役務であるとドコモが判断したとき

- (4) 加盟店が本規約等の定めに違反した場合又は違反するおそれがあるとドコモが判断したとき
- (5) 加盟店が景品等規制、特定商取引に関する法律その他の関連法令に違反した場合又は違反するおそれがあるとドコモが判断したとき(ただし、ドコモが当該違反又は違反のおそれの有無を判断する責任を負うものではありません)
- (6) その他ドコモが必要と判断したとき
- 2. 前条の規定にかかわらず、ドコモは、加盟店と利用者との間の売買契約等が解除された場合、当該売買契約等に係る請求代金の金額に連動して付与された d ポイント (請求代金額連動) 及び d ポイント (キャンペーン) をサービスガイドライン及び d ポイント付与 (キャンペーン) 覚書に従い取り消すことができるものとします。

第37条(損害賠償)

- 1. 加盟店は、加盟店が本契約に違反することにより当社又は国内コード決済事業者に与えた損害(合理的な弁護士費用を含むものとします)を賠償する責を負うものとします。
- 2. 当社は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除いて、本契約に関して加盟店に生じる損害について一切の責任を負わないものとします。

第38条(遅延損害金)

加盟店は、本規約に基づいて当社に支払うべき債務の支払いを遅滞したときは、当社が指定する 支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%の割合で計算した額の遅延損害金を支払うものとし ます。

第39条(通知)

- 1. 国内コード決済事業者は、加盟店に対して行う各種通知を、加盟店が予め当社に届出たメールアドレス宛の電子メール(以下「通知メール」といいます)により行うものとし、加盟店はこれに予め同意するものとします。
- 2. 前項に基づき通知された通知メールは、国内コード決済事業者の送信用電子計算機から発信された時点で到達したものとみなします。
- 3. 国内コード決済事業者から通知された通知メールがデータ化け等により読み出し不能な場合には、加盟店は直ちに国内コード決済事業者に連絡するものとします。
- 4. 国内コード決済事業者が加盟店宛てに書面等を送付する場合において、加盟店が当社に対して届け出た住所宛に送付したときは、当該書面等が延着し、又は到着しなかったとしても、当該書面等は通常到達すべきときに加盟店に到着したものとみなされても異議を述べないものとします。

第40条(本規約の変更)

- 1. 当社は、1 か月以上の予告期間をおいて改定後の規約を加盟店に通知し又は当社のウェブサイト上に掲載することにより本規約を変更することができるものとします。
- 2. 本規約の軽微な変更及び軽微でない変更であっても加盟店にとって全体として不利益とならない変更の場合、当社は、前項の定めによらずいつでも本規約の変更を行うことができるものとします。
- 3. 当社は、1か月以上の予告期間をおいて加盟店に通知又は当社のウェブサイト上に掲載することにより、PAYGATE サービスの対象となるとなる国内コード決済サービスの種類を追加、変更、削除することができるものとします。なお、追加された国内コード決済サービスを加盟店が利用する場合、当該国内コード決済サービスについての規約に同意し、これを遵守するものとします。

第41条(専属的合意管轄裁判所)

加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

2023年11月15日制定

別紙1 国内コード決済サービス、国内コード決済事業者の定める規約等

国内コード決済サービス (国内コード決済事業者)	国内コード決済サービス規約
auPAY	au PAY 加盟店規約
(KDDI 株式会社)	https://form.aupay.wallet.auone.jp/agreement/store/
d 払い	サービスガイドライン
(株式会社 NTT ドコモ)	※当社より加盟店宛に必要に応じて別途提示
PayPay	PayPay 加盟店規約
(PayPay 株式会社)	https://about.paypay.ne.jp/terms/merchant/rule/store/
	PayPay 加盟店ガイドライン
	https://about.paypay.ne.jp/terms/?merchant-offline
メルペイ	メルペイ加盟店規約(外部加盟店用)
(株式会社メルペイ)	https://www.merpay.com/merchant/terms/
楽天ペイ	楽天ペイメントパートナー基本規約(B)
(楽天ペイメント株式会社)	https://pay.rakuten.co.jp/business/policy/b-policy/
	アライアンス加盟店に関する特約
	https://pay.rakuten.co.jp/business/policy/b- policy/alliance_appendix/